

(株)セブン-イレブン・ジャパン及び株ヨークベニマルと山形県との地域活性化包括連携協定

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「甲」という。）及び株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）と山形県（以下「丙」という。）とは、地産地消や健康増進、環境対策、子ども・青少年育成等の取組みにおいて、相互の連携を強化し、山形県内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消と山形県産品の販路拡大に関する事
 - (2) 観光の振興に関する事
 - (3) 健康増進・食育に関する事
 - (4) 環境対策に関する事
 - (5) 地域や暮らしの安全・安心に関する事
 - (6) 子ども・青少年育成に関する事
 - (7) 高齢者支援に関する事
 - (8) 災害対策に関する事
 - (9) 障がい者支援に関する事
 - (10) その他地域社会の活性化・住民サービスの向上に関する事
- 2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し迅速かつ効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、原則として6箇月に1回、協議を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙と丙とは、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年10月8日

甲 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 COO

丙 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事